

税務課からの お知らせ

【問合せ】
税務課（小城庁舎）
☎73-8810
☎73-8801

軽自動車税が減免になり

ます

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が取得、又は所有する軽自動車のうち、本人や生計を一緒にする方が運転する軽自動車について、一定の要件（障害の程度・使用目的等）を満たす場合、軽自動車税の減免が受けられます。

※減免を受けられる車両は普通自動車（県税事務所申請分）を含め1台のみです。

※減免を受けられた場合、福祉タクシー券の交付が受けられなくなります。

※車両の登録事項に変更がない限り新たに申請をする必要はありません。

◆申請に必要な書類

- ・障害者手帳等の各種手帳
- ・運転者の免許証
- ・減免を申請する車の車検証
- ・印鑑（認印で可）

※家族運転又は軽自動車の名義が身体障害者等と生計を一緒にする方の場合は、別に使用目的の証明書の提出が必要になります。

◆申請期限（期限厳守）

5月24日（火）まで

※身体障害者手帳等に記載されている障害及び等級により判定します。詳しくはお問合せください。

【問合せ】税務課 課税係

（小城庁舎）担当 松尾・遠江

☎73-8801

平成23年度の固定資産税 納税通知書を送付します

固定資産税納税通知書の発送日は5月6日（金）です。

内容を十分にご確認ください。

【新しくなられた方のお名前で納税通知書が届いているときは】

土地、家屋、償却資産の所有者が死亡されている場合は、代理人の届出（代表相続人又は納税管理人）が必要です。届出については固定資産係までご連絡ください。

【家屋（建物）を建築、又は取り壊したときは】

家屋を新・増築又は解体したときは固定資産係へご連絡ください。

また、課税明細書に記載されていない家屋、あるいは既に解体した家屋が記載されている場合もご連絡ください。

【問合せ】税務課 固定資産係

（小城庁舎）担当 南里清・高塚

☎73-8801

【夜間納税相談】

5月12日、26日（木）

17時30分～20時

場所 小城庁舎1階 税務課

市税・国民健康保険税の 納付は安心・便利な口座 振替をご利用ください！

◆口座振替ができる税金

- ・市県民税（普通徴収）・固定資産税
- ・軽自動車税・国民健康保険税

◆口座振替ができる指定金融機関

- ・佐賀銀行
- ・佐賀共栄銀行
- ・九州労働金庫
- ・佐賀東信用組合
- ・佐賀県農業協同組合
- ・佐賀県信用漁業協同組合連合会
- ・九州管内ゆうちょ銀行（沖縄県を除く）

◆申込み方法

▽申込場所

振替希望の金融機関窓口

※申し込みの際、届出印の確認が必ず必要です。

▽必要なもの

- ・預（貯）金通帳
- ・通帳のお届け印

※お申込みをされてから振替までの手続きに、1か月ほどかかります。手続きをされた翌月末からの振替開始となります。